

処分通知等のデジタル化に係る「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の一部改正について

令和 7 年 11 月 5 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会が行う外務員等処分には、国からの委任を受けて行う行政処分と自主規制機関独自で行う自主規制処分がある。これらの処分にあたっては、行政手続法、金融商品取引法及び「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」に定めるところにより、聴聞又は弁明に関する通知等を行い、処分が決定した場合は処分対象者等に対して処分の通知を行っているが、これらの通知等については、当該法令規則において書面で行うことが規定されていることから、現状、書面を郵送する方法により、通知等を行っているところである。

一方、国や地方自治体が行う行政処分については、処分通知等の文書発出をオンラインで行うことが可能となるよう検討が進められ、令和 5 年 3 月 31 日には、デジタル庁が「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を公表し、処分通知等のデジタル化を推進しているところである。

このような状況を踏まえ、今般、本協会が行う外務員等処分に関する処分通知等のデジタル化を図るため、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部を改正することとする。

また、外部員等処分の不服申立てに関する通知等についても同様の取扱いとするため、「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正【別紙 1－1～1－2】

- (1) 処分通知等については、本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる旨の規定を追加する。

(第 30 条)

- (2) その他所要の整備を図る。

2. 「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部改正【別紙 2－1～2－2】

通知等については、本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる旨の規定を追加する。

(第 37 条)

III. 施行の時期

この改正は、令和 7 年 12 月 1 日から施行し、同日以降に行う処分通知等について適用する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：

Ⅱ． 1 「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正について

日本証券業協会 規律審査部（TEL 03-6665-6778）

Ⅱ． 2 「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部改正について

日本証券業協会 総務部（TEL 03-6665-6800）

以 上

「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正について

令和7年11月5日

(下線部分変更)

新	旧
第2章 行政処分 (金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の通知等) 第4条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、行政手続法に定める聴聞を行う。 <u>2 本協会は、前項の聴聞を行おうとするときは、所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第1項各号に掲げる事項を通知する。</u> <u>3</u> (現行どおり) <u>4 前2項の規定は、第30条の規定に基づき、本協会が金融商品仲介業者に直接通知を行う場合は適用しない。</u> <u>5 本協会は、第2項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員(第3項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)に対しても、同様の通知を行う。</u> <u>6 第3項及び前項の規定は、第2項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。</u> (金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分の通知等) 第6条 (現行どおり)	第2章 行政処分 (金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の通知等) 第4条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、<u>所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第1項各号に掲げる事項を通知し、</u>行政手続法に定める聴聞を行う。 (新 設) <u>2 前項の所属協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員(当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。)に速やかに伝達するように指導しなければならない。</u> (新 設) <u>3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員(前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)に対しても、同様の通知を行う。</u> <u>4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。</u> (金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分の通知等) 第6条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員

新	旧
2 (現行どおり) 3 前2項の規定は、第30条の規定に基づき、本協会が金融商品仲介業者に直接通知を行う場合は適用しない。 4 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（第2項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。 5 第2項及び前項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。 6 (現行どおり)	に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分内容及びその理由を書面により所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に通知する。 2 前項の所属協会員は、金融商品仲介業者に対し前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。 (新 設) 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。
第 3 章 自主規制処分 (金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等) 第 26 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員に通知する。金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融	第 3 章 自主規制処分 (金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等) 第 26 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融

新	旧
商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。 2 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を<u>伝達するとともに、金融商品仲介業者から、当該外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に対して、前項の通知の内容を速やかに伝達するように指導しなければならない。</u> 3・4 （ 現行どおり ） 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、<u>当該通知に係る外務員等が所属する金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。</u> 6・7 （ 現行どおり ）	商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。 2 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を<u>金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。</u> 3・4 （ 省 略 ） 5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、<u>当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。</u> 6・7 （ 省 略 ）
第 5 章 雑 則 （電子情報処理組織による通知等） 第 30 条 この規則において本協会（弁明の主宰者を含む。）又は当事者等が書面により行うことが規定されているもの並びに行政処分における聴聞又は処分に関する届出、申請その他の法令の規定に基づき本協会（聴聞の主宰者を含む。）に対して行われる通知及び法令の規定に基づき本協会（聴聞の主宰者を含む。）が行う通知のうち書面により行うことが規定されているもの（以下この条において「通知等」という。）については、当該規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令その他関連法令に基づき本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と本協会との間で通知等を授受する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。	第 5 章 雑 則 （ 新 設 ）

新	旧
2 <u>前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等については、書面により行われたものとみなして、この規則又は当該通知等に関する本協会の自主規制規則の規定を適用する。</u> 3 <u>第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> (費用) 第31条 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和7年12月1日から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。	(新 設) (新 設) (費用) 第30条 第3章第1節に規定する弁明の手続の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、当事者等の負担とする。 1～3 (省 略)

「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」第30条第1項
に規定する「本協会が別に定める」の内容について

令和7年11月5日制定

「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「処分手続規則」という。）第30条第1項に基づき、外務員等（処分手続規則第2条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する者をいう。以下同じ。）の処分に関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときに必要な事項を、以下のとおり定める。

I. 電子情報処理組織による通知等の対象

電子情報処理組織による通知等の対象は、以下に掲げる通知等とする。

1. 本協会（聴聞・弁明の主宰者を含む。以下同じ。）から協会員、金融商品仲介業者又は外務員等宛てに行う通知等

No	通知等の名称	根拠法令等
【聴聞に関する通知等】		
1	聴聞通知書	行政手続法第15条第1項 処分手続規則第3条第1項、第4条第1項
2	聴聞期日変更通知書	内閣府聴聞手続規則第3条第3項
3	補佐人の出頭許可通知書	内閣府聴聞手続規則第7条第2項
4	参加人許可通知書	内閣府聴聞手続規則第4条第2項
5	文書等閲覧・謄写許可通知書	内閣府聴聞手続規則第5条第2項、同条第3項
6	聴聞調書等の閲覧許可書	内閣府聴聞手続規則第12条第2項
7	聴聞期日続行通知書	行政手続法第22条第2項
8	その他聴聞に関する通知等	—
【弁明に関する通知等】		
9	弁明通知書	処分手続規則第9条第1項、第22条
10	弁明の期日開催決定書	処分手続規則第11条第1項、第22条
11	弁明の期日続行通知書	処分手続規則第17条第2項、第22条
12	その他弁明に関する通知等	—
【処分に関する通知等】		
13	処分通知書（不服申立てをすべき行政庁等の教示を含む。）	行政手続法第14条 行政不服審査法第82条 金融商品取引法第64条の5第3項 処分手続規則第5条第1項、第6条第1項
14	不都合行為者決定通知書/決定しない通知書	処分手続規則第24条第1項、同条第3項

15	外務員の職務禁止措置決定通知書/ 決定しない通知書	処分手続規則第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項
16	営業責任者配置禁止措置決定通知書/ 決定しない通知書	処分手続規則第 27 条第 1 項
17	内部管理責任者配置禁止措置決定通知書/ 決定しない通知書	処分手続規則第 28 条第 1 項

2. 協会員、金融商品仲介業者又は外務員等から本協会に提出する書類

No	提出書類の名称	根拠法令等
【聴聞に関する書類】		
1	陳述書	行政手続法第 21 条 内閣府聴聞手続規則第 10 条
2	非公開の要望書	金融商品取引法第 186 条の 2
3	聴聞期日変更申出書	内閣府聴聞手続規則第 3 条第 1 項
4	代理人申請書	行政手続法第 16 条第 3 項
5	代理人廃止届書	行政手続法第 16 条第 4 項
6	補佐人の出頭許可申請書	内閣府聴聞手続規則第 7 条第 1 項
7	参加人許可申請書	内閣府聴聞手続規則第 4 条第 1 項
8	文書等閲覧・謄写申請書	行政手続法第 18 条 内閣府聴聞手続規則第 5 条第 1 項
9	聴聞調書等の閲覧申請書	行政手続法第 24 条第 4 項 内閣府聴聞手続規則第 12 条第 1 項
10	その他聴聞に関する書類	—
【弁明に関する書類】		
11	弁明書	処分手続規則第 10 条第 1 項、第 22 条
12	弁明の期日開催申出書	処分手続規則第 10 条第 3 項、第 22 条
13	代理人申請書	処分手続規則第 12 条第 1 項、同条第 3 項、 第 22 条
14	代理人廃止届出書	処分手続規則第 12 条第 4 項、第 22 条
15	文書等閲覧申請書	処分手続規則第 14 条第 1 項、第 22 条
16	その他弁明に関する書類	—

II. 電子情報処理組織による通知等の方法

1. 処分対象者である協会員との間で授受する通知等

(1) 本協会から協会員宛てに送付する通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、情報セキュリティが十

分確保されたオンラインストレージ¹（以下「オンラインストレージ」という。）を利用して、協会員に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない協会員については、本協会が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に当該ファイルを登録する。

- ② 協会員は、通知等を協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
- ③ 本協会からの通知等は、協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該協会員に到達したものとみなす。

（２）協会員から本協会に提出する書類

- ① 協会員は、提出書類に記載すべきこととされている事項を記録したファイルを協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、協会WANの双方向機能で「受理」を行う。
- ③ 協会員からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

２．処分対象者である金融商品仲介業者との間で授受する通知等

（１）本協会から金融商品仲介業者宛てに行う通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、金融商品仲介業者及び所属協会員に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない金融商品仲介業者については、当該金融商品仲介業者が所属協会員に通知等の受領を委任する旨を記載した委任状を所属協会員を通じて本協会に提出し、委任を受けた所属協会員が、本協会からオンラインストレージを利用して送信され、又は協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録された当該ファイルを代理受領して、金融商品仲介業者に送付する。
- ② 金融商品仲介業者及び所属協会員は、通知等を金融商品仲介業者及び所属協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
- ③ 本協会からの通知等は、金融商品仲介業者又は所属協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該金融商品仲介業者又は所属協会員に到達したものとみなす。

¹ 例として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP（Information system Security Management and Assessment Program：イスマップ）」という。）に認定され、ISMAPクラウドサービスリストに登録されているサービスが考えられる。<https://www.ismap.go.jp/>

(2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類

① 金融商品仲介業者及びその所属協会員は、次の i) から iv) までのいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。

i) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して、本協会に対して当該ファイルを送信する方法。この場合、所属協会員は、当該金融商品仲介業者から本協会宛に送信する提出書類の内容の報告を受けることとする。

ii) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（次のイからハまでに掲げる電子証明書をいう。以下同じ。）と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法。この場合、所属協会員は、当該金融商品仲介業者から本協会宛に送信する提出書類の内容の報告を受けることとする。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成したもののうち本協会が認めるもの

ハ その他本協会が認めるもの

iii) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を電子ファイルにし、当該ファイルを所属協会員が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する方法。この場合、金融商品仲介業者が所属協会員に本協会宛の書類の提出を委任する旨を記載した委任状を提出書類と併せて協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。

iv) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を本協会宛に郵送する方法。この場合、所属協会員は、金融商品仲介業者が本協会宛に郵送した書面の内容を当該金融商品仲介業者から報告を受けることとする。

② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記 iv) の方法による場合を除く。）。

③ 金融商品仲介業者からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記 iv) の方法による場合を除く。）。

3. 外務員等との間で授受する通知等

(1) 本協会から外務員等に送付する通知等

① 本協会が外務員等に送付する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適当と認める場合、本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、

オンラインストレージを利用して、外務員等に対して当該ファイルを送信する。ただし、これに該当しない外務員等については、本協会は書面により通知等を郵送する。

- ② 外務員等は、通知等を外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する（上記①但し書きの場合を除く。）。
- ③ 本協会からの通知等は、外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該外務員に到達したものとみなす（上記①但し書きの場合を除く。）。

（２）外務員等から本協会に提出する書類

- ① 外務員等は、次の i) 又は ii) のいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
 - i) 外務員等が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法（本協会が、外務員等からの書類の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適当と認める場合に限る。）
 - ii) 外務員等が記名押印又は署名した書面を本協会宛に郵送する方法
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記 ii) の方法による場合を除く。）。
- ③ 外務員等からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記 ii) の方法による場合を除く。）。

付 則

本取扱いは、令和 7 年 11 月 5 日付け「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正の施行日（令和 7 年 12 月 1 日）から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。

「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部改正について

令和7年11月5日

(下線部分変更)

新	旧
第 3 章 雑 則	(新 設)
(電子情報処理組織による通知等)	
第 37 条 この規則において不服申立人、参加人、 本協会、審理員その他の当該不服申立ての関係 者が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、 正本、副本、複本その他文字、図形その他の人 の知覚によって認識することができる情報が 記載された紙その他の有体物をいう。以下同 じ。）により行うことが規定されているもの（こ の規則において行審法に準ずることとしてい る規定のうち、同法その他関連法令において書 面等により行うことが規定されているものを 含む。以下この条において「通知等」という。） については、当該規定にかかわらず、本協会が 別に定めるところにより、電子情報処理組織 （本協会の使用に係る電子計算機と本協会と の間で通知等を授受する者の使用に係る電子 計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法 により行うことができる。	(新 設)
2 前項の規定に基づき本協会が裁決書を送付 する場合、第 34 条に規定する記名押印につい ては、当該規定にかかわらず、電子署名（総務 省関係法令に係る情報通信技術を活用した行 政の推進等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する「電子署名」をいう。）を もって代えることができる。	(新 設)
3 前 2 項の規定に基づき電子情報処理組織を 使用する方法により行われた通知等について は、書面等により行われたものとみなして、こ の規則又は当該通知等に関する本協会の自主 規制規則の規定を適用する。	(新 設)
4 第 1 項の規定に基づき電子情報処理組織を	(新 設)

新	旧
<u>使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> 付 則 この改正は、令和 7 年 12 月 1 日から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。	

**「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」第 37 条第 1 項
に規定する「本協会が別に定める」の内容等について**

令和 7 年 11 月 5 日制定

「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」（以下「不服申立規則」という。）第 37 条第 1 項に基づき、外務員等（「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「処分手続規則」という。）第 2 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に規定する者をいう。以下同じ。）に係る自主規制処分の不服申立てに関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときに必要な事項を、以下のとおり定める。

あわせて、金融商品取引法第 64 条の 5（同法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）に基づく処分に係る外務員等からの不服申立てに関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令その他関連法令に定めるところにより行われる。）に必要な事項についても、以下のとおり定める。

I. 電子情報処理組織による通知等の対象

電子情報処理組織による通知等の対象は、以下に掲げる通知等とする。

1. 本協会（審理員を含む。以下同じ。）から協会員、金融商品仲介業者又は外務員等その他当該不服申立ての関係者宛てに行う通知等

No	通知等の名称	根拠法令等
1	弁明書	行政不服審査法 29 条第 5 項 不服申立規則第 17 条第 4 項
2	反論書又は意見書	行政不服審査法 30 条第 3 項 不服申立規則第 18 条第 3 項
3	提出書類等の写し	行政不服審査法第 38 条第 1 項 不服申立規則第 26 条第 1 項
4	裁決書（審理員意見書を含む。）※	行政不服審査法第 50 条第 1 項、同条第 2 項、 第 51 条第 2 項、同条第 4 項 不服申立規則第 34 条、第 35 条第 2 項、同条 第 3 項
5	その他不服申立てに関する通知等	—

※不服申立ての通知等のうち「裁決書」については、法令諸規則において記名押印を要する書面の性格上、より慎重な対応が求められることから、特段の事情のない限り、実務運用上は当面の間、書面により行うこととする。

2. 協会員、金融商品仲介業者、外務員等その他当該不服申立ての関係者から本協会に提出する書類

No	提出書類の名称	根拠法令等
1	審査請求書及び不服申立書	行政不服審査法第 19 条第 1 項 行政不服審査法施行令第 4 条第 1 項 不服申立規則第 11 条
2	代表者（管理人）資格証明書、総代互選書（総代通知書）又は代理人委任状	行政不服審査法施行令第 3 条第 1 項、同条第 3 項、第 4 条 不服申立規則第 6 条から第 8 条、第 11 条
3	代表者（管理人）資格喪失届、総代解任届又は代理人解任届	行政不服審査法施行令第 3 条第 2 項、同条第 3 項 不服申立規則第 6 条から第 8 条
4	審査請求地位承継届出書	行政不服審査法第 15 条第 3 項 不服申立規則第 9 条
5	審査請求及び不服申立取下書	行政不服審査法第 27 条第 2 項 不服申立規則第 15 条第 2 項
6	審査請求及び不服申立取下書又は参加の取下げに係る代理人の特別委任状	行政不服審査法施行令第 3 条第 1 項、同条第 3 項 不服申立規則第 7 条
7	反論書又は意見書	行政不服審査法第 30 条第 1 項、同条第 2 項 不服申立規則第 18 条第 1 項、同条第 2 項
8	その他不服申立てに関する書類	—

Ⅱ. 電子情報処理組織による通知等の方法

1. 協会員との間で授受する通知等

（1）本協会から協会員宛てに送付する通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、情報セキュリティが十分確保されたオンラインストレージ¹（以下「オンラインストレージ」という。）を利用して、協会員に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない協会員については、本協会が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に当該ファイルを登録する。
- ② 協会員は、通知等を協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
- ③ 本協会からの通知等は、協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該協会員に到達したものとみなす。

¹ 例として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP（Information system Security Management and Assessment Program：イスマップ）」という。）に認定され、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスが考えられる。<https://www.ismap.go.jp/>

(2) 協会員から本協会に提出する書類

- ① 協会員は、提出書類に記載すべきこととされている事項を記録したファイルを協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、協会WANの双方向機能で「受理」を行う。
- ③ 協会員からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

2. 金融商品仲介業者との間で授受する通知等

(1) 本協会から金融商品仲介業者宛てに行う通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、金融商品仲介業者に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない金融商品仲介業者については、本協会は書面により通知等を郵送する。
- ② 金融商品仲介業者は、通知等を金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する（上記①但し書きの場合を除く。）。
- ③ 本協会からの通知等は、金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該金融商品仲介業者に到達したものとみなす（上記①但し書きの場合を除く。）。

(2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類

- ① 金融商品仲介業者は、次の i) から iv) までのいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
 - i) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して、本協会に対して当該ファイルを送信する方法
 - ii) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（次のイからハまでに掲げる電子証明書をいう。以下同じ。）と併せて当該ファイルを金融商品仲介業者から本協会宛に電子メールで送信する方法
 - イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
 - ロ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定す

る認定認証事業者が作成したもののうち本協会が認めるもの

ハ その他本協会が認めるもの

iii) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を電子ファイルにし、当該ファイルを所属協会員が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する方法。この場合、金融商品仲介業者が所属協会員に本協会宛の書類の提出を委任する旨を記載した委任状を提出書類と併せて協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。

iv) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を本協会宛に郵送する方法

- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記iv）の方法による場合を除く。）。
- ③ 金融商品仲介業者からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記iv）の方法による場合を除く。）。

3. 外務員等その他不服申立て関係者との間で授受する通知等

(1) 本協会から外務員等に送付する通知等

- ① 本協会が外務員等に送付する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適当と認める場合、本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、外務員等に対して当該ファイルを送信する。ただし、これに該当しない外務員等については、本協会は書面により通知等を郵送する。
- ② 外務員等は、通知等を外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する（上記①但し書きの場合を除く。）。
- ③ 本協会からの通知等は、外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該外務員に到達したものとみなす（上記①但し書きの場合を除く。）。

(2) 外務員等から本協会に提出する書類

- ① 外務員等は、次の i) 又は ii) のいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
 - i) 外務員等が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法（本協会が、外務員等からの書類の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適当と認める場合に限る。）
 - ii) 外務員等が記名押印又は署名した書面を本協会宛に郵送する方法
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記 ii) の方法による場合を除く。）。
- ③ 外務員等からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記 ii) の方法による場合を除く。）。

付 則

本取扱いは、令和 7 年 11 月 5 日付け「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部改正の施行日（令和 7 年 12 月 1 日）から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。